

【選挙のお知らせ】

鈴鹿市選挙管理委員会

令和7年9月7日（日）は
三重県知事選挙
三重県議会議員補欠選挙 の投票日です。

投票時間：午前7時から午後8時まで

選挙権を有する方

○日本国籍を有し、平成19年（2007年）9月8日以前に生まれていること（18歳以上であること）。

投票ができる方

○令和7年5月20日以前から引き続き3か月以上鈴鹿市の住民基本台帳に登録されていること。

○上記の条件を満たさないが、いずれかの市町で投票ができる場合

令和7年5月21日以後に県内の他の市町から鈴鹿市に転入した場合

鈴鹿市では投票できませんが、転入前の市町で選挙人名簿に登録されていた場合は、住民票移動の手續日から4か月を過ぎるまでは転入前の市町の選挙人名簿に登録されていますので、旧住所地の市町で投票することができます。この場合は「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」（無料）の交付又は「引き続き県内に住所を有すること」の確認が必要となります。※転居の状況によっては、鈴鹿市でも投票できる場合もございますので、詳しくは、鈴鹿市選挙管理委員会にお問い合わせください。

令和7年5月21日以降に県内の他の市町へ転出しており、転出先の市町での住民基本台帳の登録が3か月未満であり、鈴鹿市の選挙人名簿に登録されていた場合

「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」（無料）の交付又は「引き続き県内に住所を有すること」の確認を受けて鈴鹿市で投票していただくことができます。詳しくは、鈴鹿市選挙管理委員会にお問い合わせください。

備考

- 1 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」については、どの市町においても交付が受けられます。
- 2 「引き続き県内に住所を有すること」の確認については、多少時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

投票所入場券を郵送します

投票をすることができる方には、「投票所入場券」を郵送します。

※令和7年8月13日以降に、県外への転出等の事情が発生した際には、投票できない場合もありますので、御理解ください。

—ご注意ください—

投票所入場券は、世帯ごとにまとめて1通の封筒で郵送します。1通の封筒につき最大8人分まで同封します（世帯人数が9人以上の場合は、2通に分けて郵送します。）。

投票所入場券が届いていなくても投票ができます

【期日前投票期間に投票所入場券が届いていない場合】

投票所入場券がない場合でも、期日前投票所で「期日前（不在者）投票宣誓書（兼請求書）」を記入し、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票を行うことができます。

（詳しくは5ページ「期日前投票の手順について」をご覧ください。）

【当日投票日までに投票所入場券が届いていない場合】

お住まいの投票区の投票所であれば、氏名・生年月日・住所をご記載いただき、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票を行うことができます。

投票用紙について

選挙の種類は2種類で、投票用紙はそれぞれ1枚です。

選挙の種類	投票用紙への記入について
三重県知事選挙 （ウグイス色）	候補者の氏名を1人書いてください。
三重県議会議員補欠選挙 （ピンク色）	候補者の氏名を1人書いてください。

※候補者の氏名以外のことを書くと、投票が無効になります。

当日投票の手順について

今回の選挙では、「三重県知事選挙」と「三重県議会議員補欠選挙」の2種類の投票をしていただきます。投票所における投票の順序は次のとおりです。

お手元の投票所入場券がご自身のものであるかどうかを確認の上、投票所に入場してください。

- ① 受付で投票所入場券を提出してください。
選挙人名簿に登録されている本人であることを、係の者が確認します。
投票所入場券を紛失したり、届かなかった場合でも、投票日当日にご自分の投票所の受付で、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、投票することができます。
※ 本人確認のため、住所、氏名、生年月日等をお尋ねすることがあります。
- ② 「三重県知事選挙」の投票用紙を交付します。
- ③ 記載台で候補者の氏名を1人書いて、「三重県知事選挙」の投票箱に投函してください。
- ④ 「三重県議会議員補欠選挙」の投票用紙を交付します。
- ⑤ 記載台で三重県議会議員補欠選挙の投票用紙に、候補者の氏名を1人書いて、記載後投票箱に投函してください。
- ⑥ これで、投票は終了です。

代理投票、点字投票について

身体に障がいがあるなどのために、ご自分で投票用紙に記入できない人や点字で投票する人は、投票所の係員に申し出てください。係員が投票のお手伝いをします。

期日前投票について

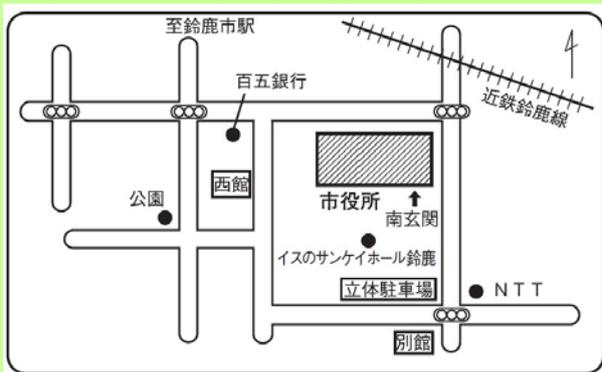
投票日当日に仕事等の理由で投票所へ行けない人は、期日前投票ができます。

期日前投票所は5か所です。期日前投票所によって、期間が異なりますのでご注意ください。

場 所 ・ 時 間	期 間
鈴 鹿 市 役 所 本館1階 特設会場 午前8時30分から午後8時まで	知事選挙 8月22日(金)から9月6日(土)まで (16日間) 県議会議員補欠選挙 8月30日(土)から9月6日(土)まで (8日間)
白子地区市民センター 2階 会議室 午前8時30分から午後7時まで	知事選挙、県議会議員補欠選挙 8月30日(土)から9月6日(土)まで (8日間)
鈴鹿ハンター 1階 サブコート隣 特設会場 午前10時から午後7時まで (土曜日・日曜日は 午前9時から午後7時まで)	知事選挙、県議会議員補欠選挙 8月30日(土)から9月6日(土)まで (8日間)
イオンモール鈴鹿 2階 イオンホール会場 午前10時から午後7時まで	知事選挙、県議会議員補欠選挙 8月30日(土)から9月1日(月)まで (3日間)
鈴峰公民館 ホール会場 午前9時から午後7時まで	知事選挙、県議会議員補欠選挙 9月4日(木)から9月6日(土)まで (3日間)

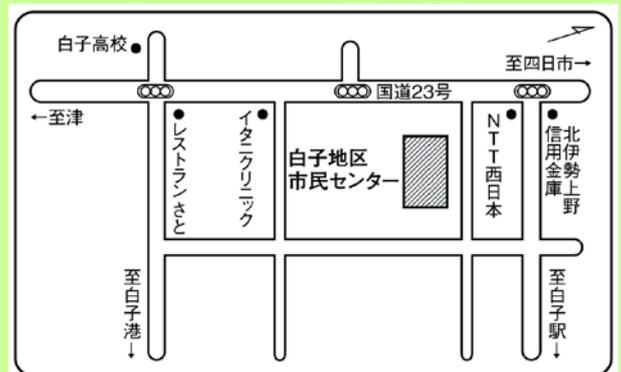
- 投票所入場券がなくても投票できます。
- 最終日の9月6日(土)や投票日に台風による悪天候が予想される場合や、イベント等を行っている場合には、会場が大変混み合うこともありますのでご注意ください。

鈴鹿市役所 本館1階 特設会場



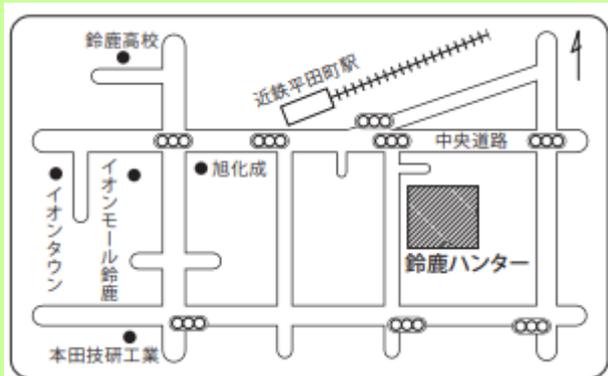
鈴鹿市神戸一丁目18番18号

白子地区市民センター 2階 会議室



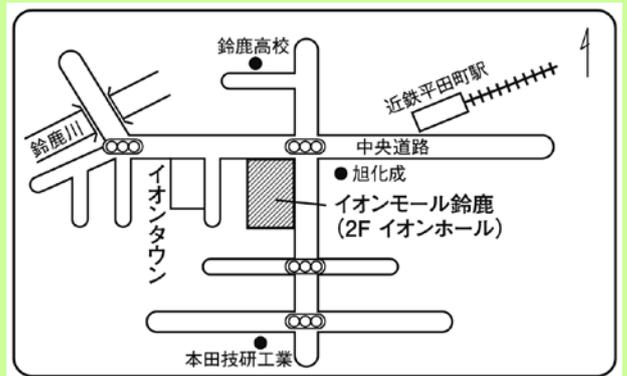
鈴鹿市白子駅前34番1号

鈴鹿ハンター 1階 サブコート隣 特設会場



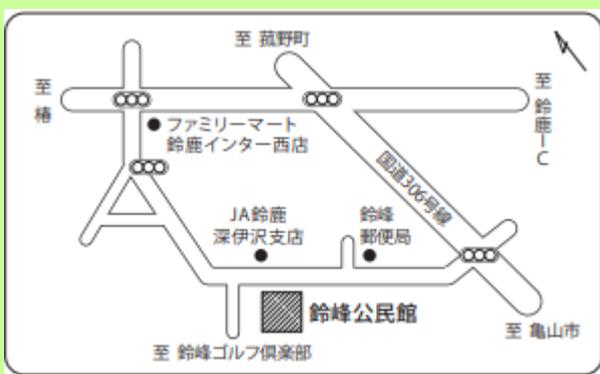
鈴鹿市算所2丁目5番1号

イオンモール鈴鹿 2階 イオンホール会場



鈴鹿市庄野羽山4丁目1番2号

鈴峰公民館 ホール会場



鈴鹿市伊船町1009番地5

期日前投票の手順について

投票所入場券の裏面の宣誓書を使用できます。
あらかじめ、ご自宅等で記入してお持ちいただくと、スムーズに期日前投票をすることができます。

投票所入場券をお持ちでない方は、期日前投票所に備付けの「宣誓書」にご自分の氏名、生年月日等を記入してください。

投票の方法は、基本的に投票日当日の投票所における手順と同じです。

※投票日には年齢が満18歳になり、期日前投票期間中は、17歳であることから選挙権を有しない人は、不在者投票として期日前投票ができます。

※「三重県議会議員補欠選挙」は、令和7年8月30日以降から期日前投票が可能となっております。令和7年8月29日以前は、「三重県議会議員補欠選挙」の期日前投票はできませんので、お気を付けください。

出張先や旅行先などでの不在者投票

不在者投票される場合は、「不在者投票宣誓書（兼請求書）」に必要事項を記入し、鈴鹿市選挙管理委員会（〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号）まで郵送で送付してください（「不在者投票宣誓書（兼請求書）」は、投票所入場券裏面のほか、鈴鹿市選挙管理委員会事務局ウェブサイトからもダウンロードいただけます。）。後日、記入された住所に投票用紙等を郵送しますので、同封される注意事項をよくお読みいただき、最寄りの選挙管理委員会で投票してください。

また、投票用紙等の請求はマイナンバーカードを利用したマイナポータル（ぴったりサービス）からも請求することができます。

ーご注意くださいー

FAX や電子メールでの請求はできません。また、必ずご自身が記入したものを送付してください。

不在者投票は郵送等に日数がかかりますので、お早めにお手続きをお願いします。

病院や老人ホームでの不在者投票について

県の指定する病院、施設、老人ホーム等に入院、入所している方は、申し出により、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくは、その施設の担当者にお問合せください。

郵便等による不在者投票について

1 郵便等による不在者投票の対象者

身体障害者手帳、戦傷病者手帳及び介護保険被保険者証をお持ちの人で、次の要件に該当する人は郵便で不在者投票をすることができます。

この場合は、鈴鹿市選挙管理委員会が発行する郵便等投票証明書が必要になります。

まだ郵便等投票証明書をお持ちでない人は、早めに交付手続きをしてください。

郵便等投票証明書の交付を受けている人で、郵便等による投票をする人は、9月3日(水)の午後5時(必着)までに、鈴鹿市選挙管理委員会に投票用紙と投票用封筒を請求してください。

- 身体障害者手帳をお持ちの人
 - ・両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級又は2級の人
 - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級の人
 - ・免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級までの人
- 戦傷病者手帳をお持ちの人
 - ・両下肢、体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までの人
 - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症までの人
- 介護保険被保険者証をお持ちの人
 - ・介護状態区分が要介護5と記載されている人

2 郵便等による不在者投票の代理記載制度

郵便による不在者投票ができる人で、次の要件に該当する場合は、あらかじめ鈴鹿市選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に代理記載をさせることができます。

- 身体障害者手帳をお持ちの人で、上肢又は視覚の障害の程度が1級の人
- 戦傷病者手帳をお持ちの人で、上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までの人

代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ代理記載の届出の手続きを行っていただく必要があります。

詳しくは、鈴鹿市選挙管理委員会（☎059-382-9001）までお問合せください。

選挙公報について

選挙公報は、新聞（中日、朝日、毎日、読売、伊勢、日経、産経）の朝刊に折り込みます。

上記の新聞を購読されていない人等で選挙公報が必要な場合は、鈴鹿市選挙管理委員会までご連絡ください。ご自宅等へ直接郵送します。

折り込み日以降は下記の場所でもお受け取りいただけますのでご利用ください。

（市役所本館1階 期日前投票所、地区市民センター、公民館）

選挙公報は、三重県のホームページでもご覧いただけます。

告示日以降、準備ができ次第、三重県選挙管理委員会のホームページに選挙公報が掲載されます。

三重県選挙管理委員会【<http://www.pref.mie.lg.jp/SENKAN/HP/>】

開票について

開票は、選挙当日の9月7日（日）の午後9時20分からAGF鈴鹿体育館（鈴鹿市立体育館、鈴鹿市江島台一丁目1番1号）で行います。

鈴鹿市の選挙人名簿に登録されている県内在住の有権者の方であれば、参観できますが、開票事務の妨げにならないよう静かに参観してください。

お子様は、参観できませんのでご注意ください。

開票速報について

開票速報は鈴鹿市ウェブサイトに掲載します。

鈴鹿市ウェブサイト【<http://www.city.suzuka.lg.jp/>】

【 投 票 所 一 覧 】

《投票日》 令和7年9月7日（日）

《投票時間》 午前7時～午後8時

投票区	投票所名	投票区	投票所名
国府第1	国府公民館	一ノ宮第2	長太公民館
国府第2	半沢公会堂	箕田	箕田公民館
国府第3	平野町民会館	玉垣第1	玉垣公民館
庄野	庄野公民館	玉垣第2	千代崎中学校
加佐登	加佐登公民館	玉垣第3	柳町公民館
牧田第1	牧田公民館	玉垣第4	桜島小学校
牧田第2	明生小学校	玉垣第5	末広集会所
牧田第3	清和小学校	若松	若松公民館
石薬師	石薬師小学校	神戸第1	鈴鹿市役所
白子第1	白子地区市民センター	神戸第2	神戸小学校
白子第2	白子中学校	栄第1	栄公民館
白子第3	白子コミュニティセンター	栄第2	潮風の街磯山集会所
白子第4	愛宕小学校	栄第3	郡山公民館
白子第5	伝統産業会館	天名	天名公民館
白子第6	旭が丘小学校	合川	合川公民館
稲生第1	稲生公民館	井田川	井田川公民館
稲生第2	鈴鹿地域職業訓練センター	久間田	久間田公民館
飯野第1	飯野公民館	椿	椿公民館
飯野第2	飯野小学校	深伊沢	深伊沢公民館
河曲第1	河曲公民館	鈴峰第1	鈴峰公民館
河曲第2	河曲保育所	鈴峰第2	小岐須町公民館
一ノ宮第1	一ノ宮公民館	庄内	庄内公民館

※郵送されます投票所入場券にも記載されていますので、お手元に届いた際は再度ご確認ください。
 ※投票所入場券がお手元に届かず投票区が分からない場合は、お住まいの住所をもとに、鈴鹿市ウェブサイト上の鈴鹿市選挙管理委員会のページからご確認ください。

鈴鹿市選挙管理委員会事務局 ☎059-382-9001

鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所本館12階
 FAX 059-384-3302 E-mail senkyo@city.suzuka.lg.jp

